

生物テロを含めた人為的感染に対処できる総合的な感染症対策の概要

1 定義等

- (1) 感染症の病原体及び感染症の原因となる毒素を、別紙のとおり[A]から[D]に分類。(規定のレベルについては法律又は委任命令)
- (2) 感染症の分類の追加・見直しについて
 - ①一類感染症に追加；南米出血熱
 - ②一類感染症→二類感染症；重症急性呼吸器症候群
 - ③二類感染症に追加；結核
 - ④二類感染症→三類感染症；コレラ、細菌性赤痢、腸チフス及びパラチフス
 - ⑤四類感染症に追加；鼻疽、類鼻疽等

2 国の責務の追加

国は、病原微生物等の適正な取扱いを推進するための体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 病原微生物等管理者の責務

病原微生物等を管理する者（以下「病原微生物等管理者」という。）は、その病原微生物等を自らの責任において適正に取り扱わなければならない。

4 製造、輸入等の禁止 [A B]

- (1) 病原微生物等 [A] の製造、輸入、所持、譲渡し、又は譲受けを禁止する。
(例外：P 4 施設で、公益上必要な試験研究を行う場合（政令で限定列挙）)
- (2) 病原微生物等 [B] の製造、輸入、所持、譲渡し、又は譲受けを禁止する。
(例外：試験研究等の目的で厚生労働大臣の許可を受けた場合)

5 製造、輸入等の届出 [C]

- (1) 病原微生物等管理者は、病原微生物等を製造し、輸入し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けた場合に、厚生労働大臣へ届け出なければならない。
- (2) あらかじめ厚生労働大臣の指定を受けた施設について、例外規定を設ける。

6 使用等の状況の報告 [A B C]

病原微生物等管理者は、病原微生物等の取扱いの状況に関して、定期的に、厚生労働大臣へ報告しなければならない。

7 病原微生物等取扱主任者の設置 [A B]

病原微生物等管理者は、病原微生物等取扱主任者を選任しなければならない。

8 病原微生物等の取扱基準の遵守 A B C D

病原微生物等管理者は、病原微生物等ごとに定める取扱いの基準を遵守しなければならない。

9 輸送規制 A B C

病原微生物等管理者は、病原微生物等を運搬する場合に、都道府県公安委員会（警察署）へ届け出なければならない。

10 被害発生時の措置等 A B

病原微生物等の発散による被害発生時の際に、警察官等は、警察法等関係法令に基づき、直ちに、被害現場への立入禁止、当該場所にいる者の退去、物品の回収等必要な措置をとらなければならない。

11 事故届 A B C D

病原微生物等管理者は、病原微生物等について盗取、所在不明その他の事故が生じた場合は、警察官へ届け出なければならない。

12 所管大臣への要請 A B C D

- (1) 厚生労働大臣は、関係大臣に対し、事業者による病原微生物等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることを要請することができる。
- (2) 厚生労働大臣は、都道府県知事に対し、必要な協力を求めることができる。

13 報告徴収・立入検査 A B C D

- (1) 厚生労働大臣は、病原微生物等管理者に対し、報告徴収、立入検査、物件の無償収去を行うことができる。
- (2) 都道府県公安委員会は、運搬に関して、病原微生物等管理者に対し、報告徴収、立入検査を行うことができる。

14 勧告・改善命令 A B C D

- (1) 厚生労働大臣は、病原微生物等管理者に対し、病原微生物等の適正な取扱いを確保するために必要な勧告を行うことができる。
- (2) 厚生労働大臣は、病原微生物等管理者に対し、病原微生物等の取扱基準に違反した場合に改善命令を行うことができる。

15 症候群発生動向調査 A B C D

- (1) 医師は、厚生労働大臣が期間、地域及び感染症の症状を定めた場合において、その症状を診断したときは、厚生労働大臣へ届け出なければならない。(罰則無し)
- (2) 獣医師は、(1)の場合において、動物についてその症状を診断したときは、厚生労働大臣へ届け出なければならない。(罰則無し)

16 緊急時の厚生労働大臣による直接執行 A B C D

厚生労働大臣は、緊急の必要があると認めるときは、入院措置等都道府県知事の権限を自ら直接行うことができる。

17 罰則

- (1) 病原微生物等を発散した場合の処罰 A B
- (2) 製造、輸入等の禁止に違反した者についての処罰 A B
- (3) 製造、輸入等の届出をしなかった者についての処罰 C
- (4) 使用等の状況の報告をしなかった者についての処罰 A B C
- (5) 病原微生物等取扱主任者を置かなかつた者についての処罰 A B
- (6) 運搬の届出等をしなかった者についての処罰 A B C
- (7) 事故届出をしなかった者についての処罰 A B C D
- (8) 報告徴収・立入検査等についての処罰 A B C D
- (9) 改善命令に違反した者についての処罰 A B C D
- (10) 法人の両罰規定

18 施行期日等

(1) 施行期日

- ①平成18年10月1日
- ②製造、輸入等の禁止の規定 公布の日
- ③発散した場合の処罰、製造、輸入等の禁止の処罰の規定 公布の日から20日を経過した日
- ④運搬に関する規定、結核に関する経過措置・特例措置 平成19年4月1日

(2) 関係法令の改正等

- ①結核予防法（昭和26年法律第96号）の廃止。（平成19年4月1日施行）
- ②予防接種法（昭和23年法律第68号）の一部改正。
 - イ 厚生労働大臣は、緊急の必要があると認めるときは、予防接種を行うことができる。（平成18年10月1日施行）
 - ロ 結核を対象疾病（一類）に規定。（平成19年4月1日施行）
- ③検疫法（昭和26年法律第201号）の一部改正。

検疫感染症からコレラを削除する。（平成18年10月1日施行）

④その他関係法令の所要の改正

(3) 結核に関する経過措置・特例措置

結核に固有の規定である定期健康診断、一般通院医療、登録・医師の指示については、経過措置・特例措置を設けて従前どおり措置する。